

第6章

プルーデンシャル規制と競争政策の関連性

横井 眞美子

はじめに

金融セクターにおける競争政策を考える上では、プルーデンシャル上の考慮がこれまで大きく影響してきたことを踏まえる必要がある。第1章でも述べられたように、金融機関、特に銀行は、その特殊性ばかりが着目された。金融セクターにおいて競争が激化すると、それが銀行の収益を圧迫し、金融不安を招くため、競争制限的な規制体系が敷かれてきた¹。

しかし、先進国における金融規制を巡る最近の論調は、むしろ競争を促しながら規制監督を行うことを強調している。この背景には、どういった変化があるのかを分析、検証することが本章の目的である。競争政策とプルーデンシャル規制は密接に絡んでおり、双方がお互いの発達に影響を及ぼしている。

本章の前半では、先進国におけるプルーデンシャル規制の発達と競争政策への影響について考える。まず理論的な問題を整理し、次にプルーデンシャルな考慮がどのように合併規制に反映されているかを検証し、最後に行政指導と競争政策の相関関係を考察する。

後半では、アジアの実態を視野に入れ、プルーデンシャル上の考慮がどのように金融監督に影響を及ぼしているかを述べる。一般的なプルーデンシャル規制、GATS が適用される上での論点、アジア各国が示す金融制度マスタープランにおける銀行統合について検討する。

¹ 本書第1章第2節参照。

第1節 プルーデンシャル規制と競争政策（理論的問題）

プルーデンシャル規制を考える上で、最も基本的な手法、基準としてはバーゼル合意があることは第1章で述べられた²。金融セクターの分野において国際的に監督基準の標準化は盛んに行われているが³、先駆的に行われたバーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision: バーゼル委）の議論の発端は、国際的に活動する金融機関が、どの国においても公平な条件で（“level playing field”）競争できる土壌を組成することを目的としていた。特に、1988年のBasel合意（Basel Committee [1988]）と呼ばれる自己資本比率に関する合意は、多くの国で適用され、世界的に見て実質的な銀行監督基準となった⁴。

銀行を中心とする金融機関の監督は、競争政策が段階的、実態的に発展することにより当然ながら様々な形で影響を受けているが、それは競争政策を意識的にとりいれたというより、むしろ金融セクター自体の変遷の結果であることが伺える。規制緩和、グローバリゼーションが進展するなか、それらはどのようにしてプルーデンシャル規制に対するアプローチを変化させ、さらに実質的には競争政策の変化と相成ったのであろうか。

これまでのプルーデンシャル規制は、主に個別金融機関のバランス・シート上の数値に依存するものが中心的であった。しかし、最近のプルーデンシャル規制・政策の傾向としては、金融機関の内部管理を強化する、もしくは利害関係者からの監視による規律を利用するような手法についても重きを置きつつある。また、市場関係者の自主性に監視を委任する代わりに、市場の失敗、消費者への不当な損害を引起すような事態には厳しく制裁する。その他に、金融機関の内部統制制度の確立、またそれによる企業統治の向上を図ることを目指しており、総じて、より市場原理を取り入れることで、市場の現状に即したものとする傾向にある。

1. 監督手法の変遷

昨今の金融監督は、従来の監督当局の裁量が強く働く制度から脱却し、原則のみを示し、

² 本書第1章第2節参照。

³ バーゼル委のほかに標準化を進めている代表的なグループとしては、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions: IOSCO）と保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors: IAIS）がある。これらとバーゼル委の活動の中で、各境界線を越える問題について検討するグループにジョイント・フォーラム（Joint Forum）がある。

⁴ バーゼル合意が競争環境の平等化、均質化を進めるために形成されていった背景については、Norton [1995]参照。

より金融機関自身の企業判断の余地を大きくし、一方でその自己責任と市場規律を用いた規制方法を用いた制度設計を目指している。

また、変化する金融情勢に対し、金融機関が自らの判断によりリスク管理を行い、その判断を資産評価に活かすことも大きな転換である。以下は、主要なプルーデンスル規制上のアプローチもしくは具体的な手法として最近適用されているもので、市場原理の活用、競争の促進に対応しているものである。これらが目的とするのは現行のプルーデンスル体系を調整することでより効率的に効果を及ぼすことである。

- **Principle-based** : 原則を中心に定めることで多様な商品、制度への応用を可能とする方式。金融機関の自主的な取組みを促進し、経営の自由度を確保する。金融機関の経営・リスク管理、コンプライアンスの態勢整備を促す上で有効な手法。新商品や取引手法が出現した場合に、柔軟な対応を可能とするなど重要な役割を担う（金融庁[2007]）。
- **Risk-based** : 各金融機関自身が保有する資産のリスクをより正確に把握し、リスク管理能力の向上を図ることを促す自己資本規制を行う。金融機関がリスク管理システムを開発することで、金融機関が抱える信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといった主要リスクを、より精緻かつ迅速に把握することを促す。
- **市場規律** : 金融機関のリスクに関する判断とモニタリングの一部が市場における利害関係者、ステーク・ホルダーに委任される手法。利害関係者が懸念する問題が迅速に改善されないと、関係者は投資を上げたり、株式を売却したりすることにより金融機関に対し制裁を加えることが出来る。また、市場からの制裁が破綻へとつながる可能性もあるため、金融機関は自主的に問題点を改善する動機を作る。
- **自主規制** : 営業や販売における顧客相手のルールや業務上のルールを業界団体や自主規制機関が定め、モニタリングする手法。証券取引所は金融セクターの中の最たる自主規制機関であり、**Principle-based** の監督の実効性を高める役割を担う（金融庁 [2007]）。
- **罰則制度の強化** : 金融機関が違反行為を行った場合の制裁を強化し、罰金や経営陣の個人責任を明確化することで違反行為を抑制する。多額の課徴金や個人名を明記した経営陣の **Reputational** リスクが伴うため、金融機関が問題行為を自粛することを意図している。これは後に述べる個人責任とも関係している。

Principle-basedな規制は、Rule-basedな規制と対比され、議論されることが多い。Rule-basedな規制手法は、詳細な規則を定めることで、金融機関に規制される業務や範囲を事前に明確にし、予見可能性を高めながら、行政の恣意性を排除する手法である。アメリカは主要な rule-based 規制を行う国の一つといわれるが、他方、どの先進国の市場も一定程度は principle-based の規制を取り入れながらも、詳細はルールを定めているというのが実態である。たとえば、英国の金融サービス機構は、principle-based の規制が基本としながらも、8500ページ余に及ぶルールブックにより金融機関の規制を明示している(McCarthy [2007])。また、日本でも金融庁は principle-based と rule-based のコンビネーションのもと規制を行っている(金融庁[2007])。Rule-based の規制は、ルールが事前に明確にされるため、公正であるとも考えられる。そのため、金融監督当局は principle-based と rule-based の適正なバランスを探っているのが現状である。

上で述べられたアプローチの多くは、バーゼル委がバーゼル合意を改定するために合意した Basel II (Basel Committee [2004]) の基本理念に取込まれている。Basel II の主要な目的は、金融機関自身のリスク管理能力を自己資本比率の算定に利用することである(第一の柱)。第二の柱は、金融機関のリスク管理向上への自主努力を促しつつ、銀行監督当局が金融機関のリスク管理体制を評価することを求める。第三の柱は、市場規律の活用を掲げ、情報開示の改善を促している。

規制緩和により、競争が活発になっている金融セクターにおいては、市場による資源配分がより公正に働くための銀行監督が必要になってくる。翻ってみれば、市場主導の金融セクターにおいてはそれに応じた規制体系が整備されていなければ競争政策の推進には限界がある。このような発展に対応するものとなるよう、監督手法も変化している。

2. 早期是正措置

市場原理に従った問題行の処理を考える場合、銀行の業務悪化に対し、より早い段階で、現状に対応した経営改善策を採ることが求められる。しかし、問題を起こしうる銀行が、財務状態が悪化する各段階において利用することができる業務改善のための制度がない場合、銀行は本能的には業務悪化を隠蔽し、リスクの高い業務を取ることを選好する可能性がある。早期是正制度(prompt corrective action)は、このような行動を銀行が取ることを未然に防ぐために、業務悪化の兆しが見えた早い段階から措置を講じることを目的としている。

これに対し、早期警戒措置(early warning system, structural early intervention)は、早期是

正措置に至る前に、健全性の改善を図るために、継続的に、そして早め早めの経営改善を促していくものである。収益性、安定性、そして資金繰りという観点から改善が必要かどうか判断される。

早期是正措置は、ルールに従い、当局の恣意性を出来る限り排除する観点から、自己資本比率を基準として用いられており、多くの国において、自己資本比率に応じて銀行に対する措置が決められている。

また、自己資本比率のみでなく、より多様な観点・基準を用いて問題銀行に対する措置を決める CAMEL を早期警戒・是正措置に利用する場合もある⁵。アメリカでは、自己資本比率を含む、複数の要素から算出するスコアリング・モデル、CAMEL を銀行監督に用いている⁶。CAMEL のスコアが一定以下になると、スコアに応じた措置が講じられる。

早期是正措置は、自己資本比率や CAMEL といった基準を活用することにより、是正が求められる基準を事前に明確化し、銀行の財務が債務超過に陥る前の適宜な段階において行動を起こすことを求める制度である。早期是正措置は対外的に透明性の高い監督制度であることを示し、市場の公正性を高める効果も高い。監督を競争に中立にさせ、予測性の高い制度作りをしていく上で早期是正措置は重要である。

3. 個人責任

金融機関の経営陣が責任ある経営をするために、経営陣に個人責任を課するような向きも見られる。経営陣に自ら責任を持たせることで、健全な経営を促すインセンティブを持たせることがその背景にある。この前提には、銀行監督上、銀行その他の金融機関の経営陣には一定の資質が求められることがある。通常、銀行の参入要件および継続的な要件として、金融機関の経営陣には一定の適性（能力、知識、経験や資格等）が求められ、金融機関を経営するに適当な人物であるか（その人物の履歴を振り返り、清廉であることを犯罪、財務上のデータ、民事上の記録等から判断する）が審査される（Fit and proper 要件）（Basel Committee [1999]）。

また、経営陣の資質については、上述の CAMEL を適用する場合にも「経営の適性」という項目で算出の要素として、金融機関経営上、一定の重要性を置かれることが伺える。

イギリスの金融サービス・市場法（Financial Service and Market Act: FSMA）は、金融サ

⁵ 本書第1章第2節参照。

⁶ 連邦準備制度と通貨管理庁が考案したものであるが、正式には金融機関共通格付け制度（Uniform Financial Institutions Rating System）と呼ばれている（Cole [1995: 1-15]）。

ービス機構に個人の名声に影響するような制裁を加える権限を与える⁷。

また、一般企業に対する法律ではあるが、米国は、サーベンス・オクスレー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002: SOX)⁸の制定の結果、経営陣の個人責任が増した。SOX は、企業を利用した違反者に対し連邦刑事罰となることを課し、既存の連邦刑事罰の範囲を拡張した⁹。

4. バーゼル合意のコンプライアンス過程

バーゼル合意が、世界的にも広くプルーデンシャル規制として適用されているが、それが各国において国内適用される過程について検証する。

バーゼル合意は G10 の銀行監督当局間が推奨する基準であるため、国内適用する必然性はない。バーゼル委のメンバー国であったとして適用する義務は一切なく¹⁰、非メンバー国も自由意志での適用となる。しかし、プルーデンシャル規制の普及の実態を見ると、大抵の国はバーゼル合意に即する、もしくはバーゼル合意に基づくものより高い自己資本比率を求めている。本調査の対象となった国は、すべてバーゼル合意を適用しており、むしろ 9%や 10%といった、高い自己資本比率を求める国もあった。また、Basel II も基本型ながらも適用する予定の国が大勢であった。バーゼル合意の適用過程は、金融規制の普及過程を示唆しており、金融セクターにおける競争政策にもインプリケーションがあると考えられるためである。

それでは、どのような過程を経てバーゼル合意はプルーデンシャル規制として各国において受容されてきたのであろうか。

バーゼル合意の普及過程には次の五つの経路が考えられる。

(1) バーゼル委の G10 諸国のメンバー監督当局

(2) 地域銀行監督会合においてバーゼル委員会に対するフィードバック、コメントをする G10 諸国以外の非メンバー監督当局

⁷ Financial Service and Market Act 2000, sections 23-25. 運用上の指針は “Enforcement Manual” に規定されている。Financial Services Authority, ENF.

⁸ 2002, Pub. L. No. 107-204, 116 Stat. 745 (codified in scattered sections of 11, 15, 18, 28, and 29 U.S.C.).

⁹ The Act's criminal provisions are contained in Title VIII, the Corporate and Criminal Fraud Accountability Act of 2002. Sections 801-807; Title IX, the White-Collar Crime Penalty Enhancement Act of 2002. Sections 901-906; and Title XI, the Corporate Fraud Accountability Act of 2002, Sections 1101-1107. Inter alia Harvard Law Review [2002: 728].

¹⁰ 実際、アメリカは Basel II を金融制度全体に適用するのではなく、国際的に活躍し、一定の資産規模以上の 10 数行にのみ適用する (Yokoi-Arai [2005])。

- (3) IMF から緊急融資を受ける際のコンディショナリティ¹¹として受容される
- (4) IMF の IV 条コンサルテーション¹²、金融セクター評価プログラム (Financial Sector Assessment Programme: FSAP) への参加¹³、ASEAN の銀行監督サーベイランス¹⁴を経て受容
- (5) 国内事情による適用

各経路の発生は、重複することも可能であり、時期は多少異なりながら、むしろ重複することのほうが多いであろう。

(1)は、会議当事者でありバーゼル合意を適用する動機はもっとも高い。(2)は、最も適用の動機が低い。バーゼル委自身が、地域監督当局を活用することによりバーゼル合意の意図の説明とその普及を進めている。

(3)と(4)は、それに対し、より直接的な効果がある。本書第7章第1節で詳細に述べるように、IMF のコンディショナリティは、国際収支インバランスに陥った国が、融資を受けるに際しての実質的な条件である。融資が IMF の理事会で承認されるためには、金融システムの健全性の回復が必ずと言っていいほど求められる。実行されないと次の融資が行われないため、借入国もこれを達成するために政府を上げて取り組むことになる。

さらに、(4)については、IV 条コンサルテーション以外は、自主的に評価を受けることが前提であるが、良い評価を得ることのアナウンスメント効果は高く、金融システムの健全性を国際的にアピールすることもできる。また、FSAP では自己資本比率をはじめとする指標が評価基準として設定されているため、バーゼル合意をプルーデンシャル規制の一環として普及させる効果を高める効果がある (World Bank & IMF [2005: chpts 2 & 3])。

プルーデンシャル規制は、このような経路をたどり、バーゼル委員会で合意された内容が幅広く受入れられており、Basel II も今後とも新しいプルーデンシャル規制として普及すると考えられる¹⁵。

一方、競争政策も、FSAP において金融制度を評価する上での重要な基準とされている

¹¹ 本書第7章第1節参照。

¹² IMF 加盟国は IMF 協定の IV 条に従い、一定の頻度で IMF からのコンサルテーションを受ける。

¹³ アジア金融危機後、IMF と世銀は希望国に対し金融セクターを横断的に分析、評価する FSAP を行っている。FSAP の結果は評価を受けた国が公表するかどうかを決めるが、大抵の国は公表に踏み切る事で対外的に金融制度の健全性をアピールする。

¹⁴ アジア金融危機後、危機国が属する ASEAN は金融セクターの改革、健全性の維持に対し取り組む決意をし、相互に監視する制度を取入れた。

¹⁵ アジア各国の Basel II 適用に関しては本書第2章第4節参照。

(World Bank & IMF [2005: chpt 2]). FSAP への参加国の多さが¹⁶、FSAP が導入以来、効果的にその基準を普及させていることを反映し、また、競争政策の今後の進展にも影響を与えうることを示唆する。

第2節 銀行合併の要件、当局

銀行合併の審査は、多くの場合において銀行監督当局単独、もしくは競争当局と銀行監督当局が協議して判断する。銀行は免許制であることから、その免許条件が変更される事態に際し、免許交付当局である銀行監督当局が、合併後も要件が満たされるかを確認する必要がある。例えば、銀行免許交付に際し、最低資本金や経営陣が一定の資質を持つといった要件があるが、合併することにより資本金や新しく加わる経営陣の適性が監督当局により承認される必要がある。これはプルーデントな観点からの銀行合併の審査である。

また、銀行破綻の多くのケースは、健全な銀行が破綻行を吸収することで処理される。システミック・リスク回避、もしくは預金保険基金の利用を避けることといった考慮に基づき、銀行に関する情報を持つ銀行監督当局が銀行救済をコーディネートすることが多い。そのため、銀行救済のための銀行吸収を調整する当事者が、合併審査の権限を持つことは合理的だとも考えられている。

また、金融における過当競争が金融システム不安を引き起すという懸念から、競争が制限されてきた¹⁷。このことから、銀行の合併審査を競争を中心とした観点よりはむしろ、金融安定を中心に据えたものとしている国もある。

しかし、欧州等においては、銀行の合併審査についての銀行監督当局の関わりを無くし、競争当局のみが判断するという発展が最近見られる。EU において、域内レベルに影響を及ぼすような合併は、2004 年に改正された **Council Regulation on the Control of Concentrations between Undertakings**¹⁸（企業の市場占有の抑制に関するコミッション通知）により定められている。これは **Council Regulation** であるため、加盟国内で直接的な法的効力を持ち、全産業、分野に適用されるほか、合併に関係する企業を調査し、競争法的観点から「域内の統一市場と相容れない」合併を拒否する権限を、欧州委員会に付与する¹⁹。

¹⁶ FSAP 参加国についての評価は<<http://www.imf.org/external/np/fsap/fsap.asp>>参照。

¹⁷ 本書第1章第2節4参照。

¹⁸ Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings the EC Merger Regulation) OJ L 24, 29.1.2004, p. 1?22.

¹⁹ Council Regulation (EC) No 139/2004, art 2.3.

Merger Regulation では、公安やプルーデンスといった公共の利益を守るための適当な手段を加盟国が講じることができる旨規定している²⁰。さらに、Consolidated Banking Directive²¹（前身は Second Banking Directive）において qualified holding²²の文脈で、一定の株式を有する者に対し、銀行の健全性を維持できるような資質を求め²³、経営陣に対しても相当の知見を有することを求める²⁴。

米国では、対象行を所掌する銀行監督当局²⁵に銀行合併を承認もしくは拒否する権限を付与している²⁶。他方で、法務省の反トラスト部門は、独立して合併審査を行い、分析結果を監督当局に報告する。銀行当局が承認していたとしても、反トラスト部門は、その判断に疑義がある場合、1ヶ月以内に裁判所に訴えることが出来る。また、銀行法は銀行合併を審査する時に競争効果を考慮することを求められており、競争抑制的な合併は許されていない。つまり、反トラスト部門から承認を得られる合併であることが条件である。競争抑制的な合併が許されるのは公共の利益に鑑みて、合併の便益の方が大きい場合である。

日本においても同様に、金融機関の合併に際しては金融庁長官の認可を得る必要がある。銀行については、銀行法²⁷の第5章で規定する条件について審査することを求められる²⁸。金融機関の合併および転換に関する法律においても、同様に金融庁長官から承認を得る必要があること、そして審査の条件として、(i) 金融の効率化に資するものであること、(ii) 当該地域の中小企業金融等に支障を生じないこと、(iii) 金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないことを規定している²⁹。

なお、金融機関の合併及び転換に関する法律の対象は、預金受入をする銀行機能を持つ金融機関に限られる。審査要件を総合すると、地域や中小企業といった分野への融資への

²⁰ Council Regulation (EC) No 139/2004, art 21.4.

²¹ Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions: Consolidated Banking Directive.

²² Qualified holding は直接、間接に資本もしくは議決権のある株式を 10%以上保有する、または経営に影響力のある議決権を保有する場合をさす。Consolidated Banking Directive, art 1.10.

²³ Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 relating to the taking up and pursuit of the business of credit institutions, art 7.2.

²⁴ Consolidated Banking Directive, art 6.

²⁵ Federal Reserve Board, Office of the Comptroller of the Currency, Federal Deposit Insurance Corporation and Office of Thrift Supervision のいずれか。

²⁶ Bank Merger Act 12 USC § 1828(c), Bank Holding Company Act 12 USC § 1842(c), Change in Bank Control Act 12 USC § 1817(j), and the Savings and Loan Holding Company Act 12 USC § 1730a(e).

²⁷ 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）。

²⁸ 審査要件は、(i) 地域における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること、(ii) 適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであること、(iii) 業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。銀行法 31 条。

²⁹ 金融機関の合併及び転換に関する法律 5 条。

影響、競争関係の阻害、効率化を促すもの、業務が的確、公正に行われる見込みがあること、さらにはプルーデンシャル政策的な観点からの要素が強い。

他方、日本においても、独占禁止法上、一定規模以上の金融機関が関係する合併である場合は、公正取引委員会の審査を要する³⁰。公正取引委員会が審査する際の観点は、独占的な市場を形成することにならないかであり、これまでの審査事例を検証すると、銀行は貸出市場、預金市場、外国為替業務、信託業務、主権業務について判断され、一般的な商業銀行活動の関連市場の画定をもとに、それぞれ分野ごとに審査されている³¹。

実際に、銀行が合併する際の手続きにおいては、まず公正取引委員会に事前相談という形で合併の合法性について問合せ、公正取引委員会から独禁法上の抵触がないことを確認してはじめて金融庁に合併の許可を求めるという手順である。

一方、フランスにおいては、銀行の合併審査は一般的な競争法上の合併調査から除外され、競争当局による審査はなく、銀行免許を発行する *Comité des établissements de crédit et des entreprises d'investissement* が判断する。銀行法内で *Comité* が適用する基準は示されており、監督上及び公共政策上の考慮が競争法上の考慮を上回る。

英国の銀行合併の審査は、他産業と同様に行われる。合併に関する規定は、2002 年に制定された *Enterprise Act, Part 3* に含まれる。合併に関する判断は *Office of Fair Trade (OFT)* と *Competition Commission (CC)* が主に行い、*Secretary of State for Trade and Industry* は、公共の利害に強く影響するケースにのみ関与する制度が設置された。OFT と CC は、合併を検討する際に、従前に求められた公共の利害という要件ではなく³²、「競争が阻害」されるという観点から判断する³³。この過程において FSA と *Bank of England* は、プルーデンシャルそして金融安定の観点から意見を聴取される。この意味において当局の関与は、比較的小さく、英国においては、EU の多くの国の金融監督当局が付与されている合併拒否権限が FSA には認められていないことが特徴的である。

³⁰ 独占禁止法 9 条・10 条・15 条。

³¹ 本書第 3 章第 1 節参照。

³² 公共の利害に関する要件は *Fair Trading Act* の Section 84 に定められていたが、*Enterprise Act* により新しい要件が規定された。

³³ *Enterprise Act 2002, Part 3*.

第3節 銀行監督当局の裁量

行政指導がどのようになされるかは、その産業の競争環境を大きく左右する。多くの国、特に規制産業においては、行政指導を一定程度認める場合が多い。金融もその例外でなく、発展途上国では特に当局の裁量の余地が大きい。

行政指導は、当局が産業の健全な育成もしくは発達に関する方策を指導、判断することであり、結果的にモノ・サービスの供給者の行動を変える。競争政策の観点からすると、行政指導は「見えざる手」による資源配分でなく、政府の判断に資源配分を委任することであり、競争を歪ませる効果がある。

金融セクターが発達し、規制緩和が進むと、行政指導を行う余地は次第に狭まっていく。そもそも規制緩和の目的でもあるが、行政指導が漸次少なくなってくることは、すなわち資源分配がより市場に依存することである。

ここでは、行政指導と競争政策の関係を模索し、行政指導がどのように金融セクターの発達に影響してきたかを検証する。さらに、アジアにおいては、行政指導は金融セクターで多く行われていることから、その観点から競争政策を考察する。

1. 競争政策と政府

独占禁止法の適用除外規定がないながら、実質的に政府がその産業動向を管理するような場合に、競争政策は行政指導の影響を受ける。日本において、これまで除外産業として独占禁止法に指定されてきたものはほとんど全廃されている。しかし、日本でもこれまで長い間にわたり、様々な業界が担当省庁の指導に従い業務を展開してきた歴史がある。ここ20年余りの規制緩和がその構図を著しく変えてきたが、ここに至るまでの道のりはまっすぐでなく、むしろ紆余曲折を経るものであった。

公正取引委員会は、1994年に「行政指導に関する独占禁止法の考え方」を公表し、独占禁止法の適用除外がない限り、行政指導によって誘発された行為であっても、独占禁止法違反行為の要件に該当する場合は独禁法の適用を免れるものでないとした。

また、個別の産業法による独占禁止法の適用除外制度の多くは、既存事業者を競争から保護するための制度として機能している。金融、特に保険がこれに相当する（滝川 [2006: 90]）。平成17年度末において、保険業法以外に14の個別法が適用除外を規定している³⁴。

³⁴ 公正取引委員会 [2006: 172].

これは平成7年度末の30法律、89制度に比べると改善され、規制緩和が着々と進展していることを感じさせる。

他方、政府が積極的に競争の維持・促進・創生までを行う場合もある。これまで個別法と独占禁止法が対立的関係にあるというのが第二次世界大戦後の一般的な見方であったが、ここに来て経済憲法としての独占禁止法を軸とし、個別法がその方針に従い競争政策を適用していくという構図も有り得るという認識が高まっている³⁵。OECDに加盟している先進国のコンテクストに限って言えば、競争政策が経済活動に影響を及ぼす法令を統一する姿がむしろ自然であり、補完関係が成立する。

2. 行政指導と銀行監督

本書第1章と、本章第4節でブルーデンシャル規制とその変遷が議論されているが、行政指導の役割を金融セクターの発達過程に加味すると、より明確に競争政策との相関関係が分かる。金融セクターでは、銀行部門が発達する段階においては、特に行政指導に依存する部分が多い。特に銀行は、その特殊性に鑑み、むやみに競争に晒しておくことより、管理できる状況下に起き、機動的に政策を発動することが必要と考えられていることが背景にある³⁶。

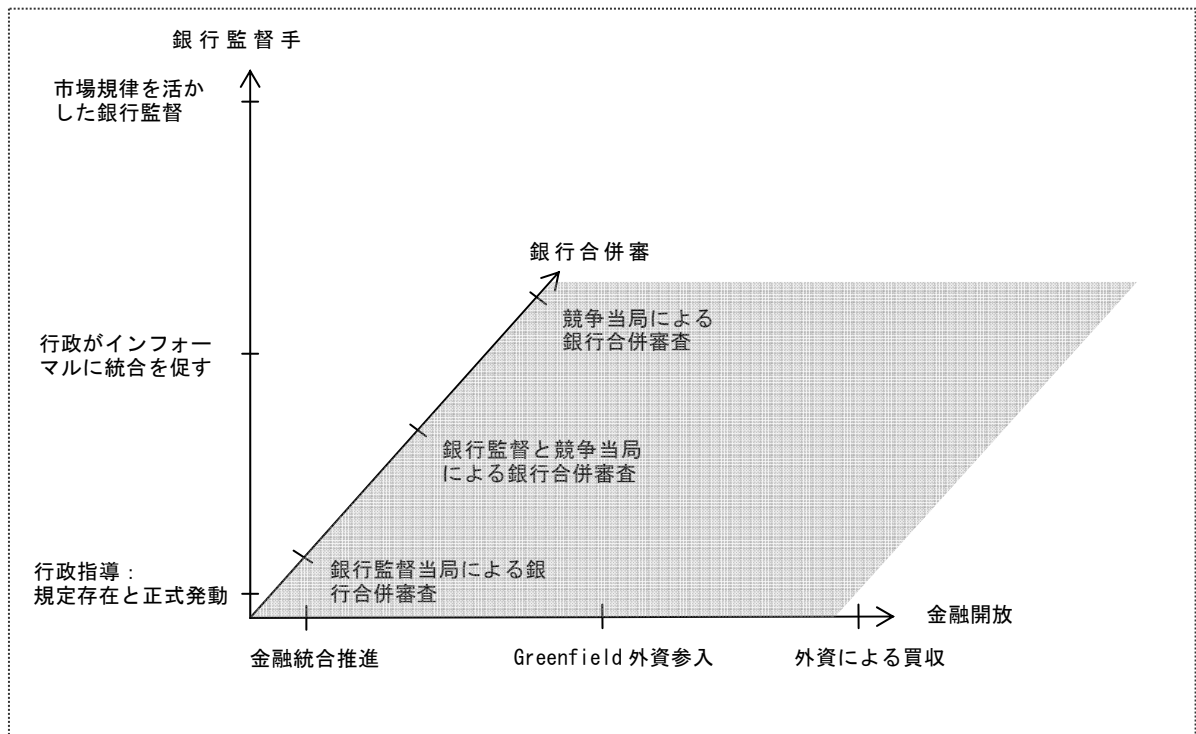
しかし、金融セクターの発達に伴い、規制緩和が自ずと求められようになり、当局も段階的にそれに応じるという過程を経る。規制緩和が進むと政府でなく、市場原理による資源配分が行われ、金融機関は当局の裁量による行政指導よりも公正な配分を行う市場を愛好する。行政指導の余地が減ると、それに応じて銀行監督の手法も変化する必要がある。銀行検査もチェックリスト方式により、リスク管理体制、経営体制、内部統制の評価を図る手法へと移行していく。

つまり、競争政策が発展は、規制緩和が進み、行政指導が減少し、銀行監督がそれに応じより市場規律を用いた発展型の手法に移行していく状況と不可分である。また、その過程の中で、金融機関自身がより健全な体質、よりショックに強い強固な体質に発達していくことで、競争環境でも生き残れる体質に変化することが必要となる。

³⁵ 白石 [1997: 96-97].

³⁶ 金融と競争の関係については第1章第2節参照。

図1 競争政策発展に伴う銀行監督、金融開放、合併審査



(出所) 筆者作成

競争政策の発達に伴う発展過程としては、図1の三次元座標軸が考えられる。金融開放の軸では、金融統合を国内の金融機関に促してから、外資の新規参入による参入を認め、それから地場金融機関の外資による買収を認めるという過程を描いている。銀行監督手法の軸は、行政指導が多用される監督手法から、Rule-basedに移行し、それから principle-basedに従い、市場規律を用いる過程である。更に、銀行合併審査においては、銀行当局が審査を行い、更に銀行当局と競争当局が審査の判断を共有する局面、最終的には競争当局が単独で審査をする過程が考えられる。

欧州委員会のリテール部門の銀行競争に関する報告書では、銀行監督手法が強化されることで銀行破綻が起こる頻度も減り、金融安定が競争により脅かされることもないと判断している(EU Commission [2007: 16])。また、早期是正措置といった手法が利用されることで、銀行破綻が市場に及ぼす「驚き」の度合いを引下げ、より秩序だった、公正な処理を可能にすることが出来る。銀行の免許価値が高いために純粋な市場からの退出(清算)は考えにくいながら、銀行の規模によらず、より市場原則に従った処理方法を可能にすることが、競争政策の発達上必要な過程である。

アジア諸国においては、銀行監督当局による行政指導はまだ多く利用されており、それは様々な局面で顕在化する。例えば、銀行の合併が実質的には監督当局からの指導に従い行われてきたようである。支店の設置は、設置数そのものが制御されている国も多いが、設置場所や許可は監督当局に仰ぐのが通常である。中銀からの貸出しに依存する金融機関で、中銀が監督当局である場合、融資額と指導がリンクして考えられている可能性から、当局の指導力が特に強まるというのが印象である。

第4節 アジア諸国の政策スタンスとプルーデンシャル規制の関係

アジア諸国が金融セクターを国家の経済発展の中でどのように位置づけるかには、金融危機の経験が大きな影響を及ぼしている。アジア金融危機国（インドネシア、韓国、タイ）は、いずれもマクロ経済上は良好な経済運営を図っていたにも関わらず、通貨価値の急落に端を発する危機により多大な影響を蒙り、蓄えた資産の価値を大きく損なった。金融危機の原因として様々な要因があるが、金融においては、その構造的な問題がその影響を拡大したと言われている（Lindgren [1999: chpt 1]）。危機以降は、アジア諸国の多くが、金融危機の再来を招かないため、もしくは危機の伝播を回避するために如何に金融制度の健全性を維持・向上していくかに政策的に取り組んでいる。これが功を奏し、アジア諸国の金融制度はここ10年で飛躍的な制度改革と健全性の回復を達成している。アジア危機による損失は大きかったが、その教訓を生かすために、危機による甚大な影響を蒙った国以外の多くの国までもが行動を起こし、制度改善に取り組むというポジティブな影響も否定できない³⁷。

本節では、アジア諸国でどのようにプルーデンシャル規制の強化と改善を行ってきたのかを検証する。プルーデンシャル規制の強化といった際に、まず、危機時の緊急対応としては銀行を健全化するための施策がとられ、その後一定の自己資本比率の達成、といった数値目標においても示されるような改善が達成できると、より広範な健全化に向けた措置が求められるようになった。そのため、どのような過程を経て金融機関の健全化が図られ、それがどのように現在の政策につながっているのかを理解することは重要である。

³⁷ 地理的に近隣国で起こった事象を、“peer”国が学ぶ過程を政治経済学でも説明されている（Abiad & Mody [2005]）。

1. 銀行の健全化過程

銀行の健全化措置の筋書きとして、銀行を健全行と不健全行に分類し、存続が不可能な銀行の業務の引き受け先を決定し、不良債権の処理に取組み、銀行のバランス・シートを健全化させることから始まる (Yokoi-Arai [2002: chpt 4])。インドネシア、タイ、韓国では、資産処理機構を設立し、銀行の不良化した債権を移管し、パッケージにしての売却や債権取立てを行ってきた。インドでも不良債権の積上がりを懸念し、その処理を行っているし、マレーシアでもマスタープランの中で問題行に対し手続きが取られることが明確化されている。

IMF の緊急融資を受けた国（インドネシア、韓国、タイ）では、コンディショナリティに従い6段階の方策が取られた (Asser [2001: 52-71])。

1. 制度への信託を回復するために、存続可能銀行と存続不可能銀行を分別。
2. 存続可能な銀行には資本を注入し、不良債権に対する引当金を積む。資本注入の過程で、外資導入の必要性が認識され、それに伴い外国人の株式保有制限が緩和された。
3. 監督当局の役割と権限の明確化が図られた。
4. 資産管理機構が設立された。
5. 銀行法が改正され、財務が不健全な銀行に対し、当局が十分に介入できる権限が付与された。
6. モラル・ハザードを削減するために、当局は根拠のない保証や債務超過をしている銀行に対する救済をしないことを明言することを求められた³⁸。

存続可能な銀行と存続できない銀行が分別されると、存続が困難な銀行に対する処理が行われる。処理策として一般的に一時国有化、ブリッジ・バンク方式、健全行との合併 (purchase & assumption: P&A)、経営陣の入替え、業務・資産の売却等がある。いずれの方式においても株主は損失を蒙ることが多く、経営陣は入れ替わる (Asser [2001: 52-71])。中国においては、銀行監督管理委員会が問題行の引継ぎを行う。金融当局は金融制度に対する信託や預金者の便益に鑑み銀行を処理することができる。

この過程において、政府は合併を促す受け皿銀行に対し、資本注入をすることが多い。問題行の資産と負債を継承することにより毀損される財務を改善するための措置である。

³⁸ 関連する人、企業に対する貸出し規制が明確にされ、それを超過した場合の制裁も定められた。

また、存続銀行に対しても公的資本が注入されることがある。インドネシアにおいては存続銀行の自己資本比率を改善するために公的資本が注入され、健全化が図られた。

次に、不良債権の処理が行われるが、不良債権の処理が迅速に行われることは銀行が過剰なリスクを取らないために喫緊の課題である。一般的には、不良債権が増えている局面において、銀行はその損失を取り返すために、預金保険があることを前提に過剰なリスクテイクなど、モラル・ハザードといえる行動を取ることがある。これは更なる財務の悪化へと発展することが多いため監督当局としては回避したい。インドでは 1993 年に法律を定め、1980 年代に積み上がった不良債権の処理を行った³⁹。最近では破綻銀行の買収に競争入札を導入し、市場原理を取入れているが、依然としてインド準備銀行が重要な役割を担っている。

不良債権が一段落することで、銀行に対し、一定の自己資本比率の達成を要求することが可能になる。インドネシアでは危機時、自己資本比率が 0%以上の銀行がほとんどなかったため、健全な銀行に破綻銀行の業務を移行することが出来ない状態が長く続いたが、不良債権を資産管理機構に移行することにより、はじめてプラスの自己資本比率を課すようになった。実際、ほとんどの国において求められる自己資本比率はバーゼル合意に規定される 8%以上であり、これを達成していることで一応の健全化達成と考えられている。

2. プルーデンシャル規制に対する取組みの動向

このような過程を経ることにより、アジア域内で金融機関の健全性を維持することの意義が再認識されたようである。それを政策的に示すものとして、銀行もしくは資本市場に関するマスタープランを発表した国が危機処理終着後に相次いだことが指摘できる（インドネシア、マレーシア、タイ）⁴⁰。

それ以外の国においては、金融危機前から、もしくは危機と異なる文脈において、金融制度の改革に取り組んでいた国もあり、危機を経てその改革路線が明確にされた国も多い。中国は 1993 年の第 14 期中国共産党中央委員会の第 3 回大会での決定を受け、金融改革が開始された。さらに、2001 年の WTO への加盟を契機にして、金融サービス市場の開放が進められてきた。ベトナムでは、2006 年の WTO 加盟に伴い、金融セクターの市場開放の準備が進められている。インドでも 1991 年より経済改革が行われ、金融改革もナラシムハム委員会の 1991 年と 1998 年の報告書により規制緩和が提言されている。

³⁹ これは 1993 年銀行債務再編法の制定による。

⁴⁰ 本書第 2 章参照。

いずれの国においても手法の違いはあれ、金融市場を段階的に開放し、Basel II を出来る限り適用し、投資を呼び込み、金融制度に対する信託を高めようとする努力が伺える。これは、プルーデンシャル規制上望ましいことで、健全な金融制度を構築していく上でも重要な変革である。

しかし、競争政策の発展という観点からは、必ずしもはかばかしく進んでいると言えない。どの国でも、競争政策的な改革として、銀行の統合が第一にされており、新規参入は認められるとしても外資系金融機関が念頭におかれている⁴¹。その一方で、証券会社の参入に関しては、アジア債券市場の構築が政策課題である背景を受けて、多くの国が取組んでおり⁴²、企業金融や債権市場の発達なら国内の市場においても新規参入を認める傾向がうかがえる。つまり、競争政策という形での取組みというより、むしろ金融セクターの効率性をいかに高め、地場の金融機関に競争力をつけるかという観点から政策が決められている。

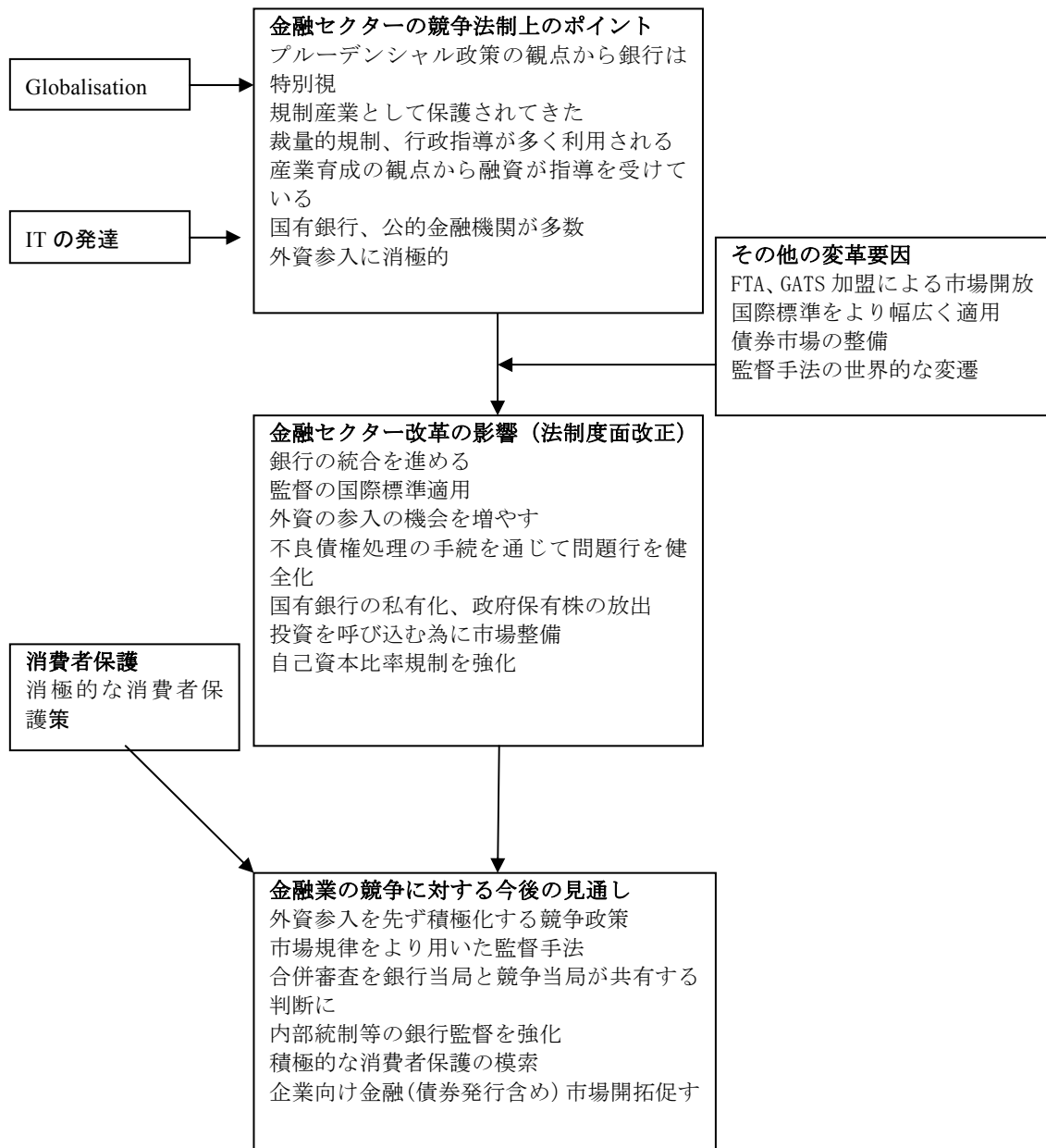
プルーデンシャル政策については、過去の反省から、どの国も非常に積極的に取組んでいるが、金融機関が複雑化し、また、業際規制の撤廃に伴い銀行・証券・保険の垣根が低くなると、従来のプルーデンシャル規制のみでは金融機関の健全化を維持することは難しくなる。より市場規律を用いた手法や、多様な指標を分析するような監督が必要になってくるであろうし、統合的な監督も求められるようになってくる。

図2は、これまでのアジア諸国における規制緩和、競争政策に関する政策の発達、背景をフローチャートにして分析した。どの国も速度や方法は異なるが、規制緩和の流れは続くであろう。進歩した銀行監督手法を開発し、市場規律を活用、そして内部統制への監視が高まるのが大きな傾向である。また、消費者保護への取組みも差異はありながらも、徐々に積極化している。競争政策を金融統合という観点から先ず進め、健全性が高まった段階で更に開放を進める傾向が明確である。

⁴¹ 本書第2章第2節参照。

⁴² アジアの債券市場の構築に関しては、ADB が積極的に関与している。各国の債券市場については、次のサイトを参照。<http://asianbondsonline.adb.org/administrative/abm_overview.php> (visited March 23, 2007). また、ASEAN+3においてもアジア債券市場の発達が大きな政策課題とされている。

図2 アジアの金融セクターの規制緩和・競争政策発達フローチャート



（出所） 筆者作成。

第5節 競争政策と貿易自由化の関連

一国の金融セクターにおいて外資系の金融機関がどのように活動できるかは、その発展の速度を大きく左右する可能性がある一方、発展途上国・新興市場国からすると、未発達な金融市場を開放することにより地場の金融機関・金融制度が外資に買収・独占されてしまうという脅威から単純な金融市場の開放に合意する国はほとんどない。

一般的に、外資系金融機関の参入は、それが認められると地場金融機関にないノウハウ、技術、サービスが提供され、競争に緊張感をもたらすことにつながることから、競争政策上の重要な論点といえる。

世界貿易機構（WTO）のサービスに関する一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）は、金融サービス市場が加盟国でどのように開放されていくかを約束表により明記した上で段階的に市場開放を進めていくことが目的であり、GATS の合意内容の競争政策への影響は大きい。

1. GATS—金融サービス合意の枠組み

GATS は、一般的な義務として最恵国待遇⁴³と透明性の確保⁴⁴を掲げる。除外される最恵国待遇は、約束表に列挙されなければならない。GATS の特定約束として、市場アクセス（market access）⁴⁵と内国民待遇（national treatment）⁴⁶があり、この内容が GATS における交渉の中心である。

各国は約束表において自由化すべき内容（自由化を留保できない措置）を列挙するが⁴⁷、GATS には、数量規制や経済必要性の確認・テスト（economic needs test）を条件としてはならないことが明記されている⁴⁸。たとえば、金融機関の免許を発行するための明確な要件を提示し、それを満たす申請は、免許の経済的な必要性に関わらず与えなければならないことを意味する。

金融サービスに関する具体的な規定は、金融サービス合意（第5議定書）にある。GATS の金融サービス交渉において最も重要なのは、金融サービス合意2条の国内規制に関する条項である。この条項はいわゆる “prudential carve-out（プルーデンシャル規制のための除

⁴³ GATS, art II.

⁴⁴ GATS, art III.

⁴⁵ GATS, art XVI.

⁴⁶ GATS, art XVII.

⁴⁷ GATS, art XVI:2.

⁴⁸ GATS, art XVIII:2(a).

外規定)”と呼ばれるものであり、各国が必要に応じ、プルーデンスル規制、消費者・投資者保護、金融制度安定のための措置を取ることを阻まない旨規定される。他方、GATS は、国内規制の基準についても規定しており⁴⁹、国内規制が「妥当、客観的、そして公正 (reasonable, objective and impartial)」であることを求め⁵⁰、また免許制度については「客観的であり、要件が明確である」ことを求めている⁵¹。

2. 金融サービス自由化の論点—— Prudential Carve-out

前述のとおり、金融サービス交渉の中で、最も注目を浴びかつ論点となったのは “prudential carve-out” である。金融サービス合意が合意に達するためには、金融の特殊性に鑑み、プルーデンスルな配慮による措置をとることが可能でなければならず、そのために “prudential carve-out” が盛り込まれた。しかし、プルーデンスルが何であるかに関して、その解釈についての明示的な合意がなく、各国の裁量により判断しうるというのが現状である。先進国は、国際標準を策定するグループ⁵²による標準をプルーデンスルと考える傾向が強い⁵³。他方、途上国は自らが参加せずに策定される国際標準をそのまま受入れることには反対であり⁵⁴、マレーシアは “prudential carve-out” に対する解釈は各国に任せられるべきとしている⁵⁵。

金融サービス合意の “prudential carve-out” を理由に、金融機関に対し様々な要件を課すことに対する説明責任はなく⁵⁶、加盟国のプルーデンスル規制が GATS に従うものであるかどうかを争うケースがあれば、その規制目的や理由が争点となるであろう。

⁴⁹ GATS, art VI.

⁵⁰ GATS, art VI:1.

⁵¹ GATS, art VI:4(a).

⁵² Basel Committee on Banking Supervision, IOSCO, IAIS 等が考えられる。

⁵³ Council for Trade in Services [2002: 267], Council for Trade in Services [2000] Special Session, “Communication from the European Communities and Their Member States GATS 2000: Financial Services” (S/CSS/W/39, 22 December 2000), para. 20.

⁵⁴ Basel Committee は G10 の集まりであり、その他の国は地域銀行監督会合において Basel の議論内容と議論への貢献が出来るのみである。IOSCO と IAIS は世界的な監督当局者の集まりであるが参加者が多いため、その合意内容は Basel ほど議論が進んでいない。

⁵⁵ Council for Trade in Services, Special Session, “Report of the Meeting Held on 3-6 December 2001” (S/CSS/M/13, 26 February 2002), para. 275.

⁵⁶ Alexander [2003: 25].

3. GATS 合意が国内の競争政策に及ぼす影響

プルーデンシャル規制は、そもそも該当すると考えられるものの範囲が広い。個別金融機関の財務問題か、金融制度全体に及ぶ問題か、予防策か問題解決策か、金融システム安定上の問題か個別金融機関の健全性に関する問題か、と言ったように様々な切り分け方が可能であり、プルーデンシャル規制の定義についてのコンセンサスはない⁵⁷。アジアにおいては、地場銀行を一定数維持することをプルーデンシャルな観点から必要であることを主張する国も多く、競争政策と衝突しうる可能性を秘めている。

金融に関する規制権限は、国家主権に関わると考える国も多いため、プルーデンシャル規制の範囲・内容について、国際的な合意を得ることは困難のように思える。だが、欧州の経験は、その絶対的な便益と思想的なニーズが合致すれば、主権の移譲が可能であることを物語っている。金融サービスの更なる市場開放を進めるためには、今後、WTO 加盟国間において、プルーデンシャル規制に関する議論が活発になり、その標準に関し国際的な議論が一層進展することが期待される。また、金融・資本市場の急速なグローバル化の進展は、このような当局間の国際協議の進展を強く促すものである。

さらに、GATS の XVI 条に規定されている「数量規制及び経済的必要性テスト」の禁止は、金融市場において、あるサービスが飽和状態であるかということに関わらず、免許要件を満たしさえすれば参入を許可することを意味している。経済的必要性が考慮されないことは、競争制約的な参入規制を排除するために重要である。しかし、明示的な需給調整条項が撤廃されても、免許申請を審査する段階において免許を発行しない理由をプルーデンシャル規制に求め、実質的に経済必要性を考慮している可能性がある。しかし、国民経済上回避することが必要と考えられる金融システム不安や、消費者等への巨額の損失を防止するためであれば、次善の策として、競争制限的であっても、あるいは規制コストがあの程度高くとも、必要な規制を許容するというのが現状の GATS の下での合意内容である。

⁵⁷ Panourgias [2006: 11-15].

第6節 銀行の統合と Too big to fail⁵⁸

近年、経営規模を拡大することで規模の経済を享受し、経営効率を高め、また、新規分野参入のために、銀行の統合が世界的に進んでいる。先進国市場におけるこの過程は自然発生的に起こっているのに対し、アジア諸国においては政府が統合を強く推し進めることが多く、国によっては達成目標を掲げている場合もある。

銀行統合が進展した金融セクターと、競争政策との関連においては、Too big to fail が適用されるかという問題が発生する。Too big to fail とは、金融制度内で大きな影響力を持つ銀行が債務超過に陥った場合、通常の市場主導の破綻処理をせずに、政府主導でその銀行の救済、または業務の引継ぎの調整を行うことである。規模の大きな銀行が救済される背景には、その銀行の破綻が経済全体、もしくは地域全体に波及する可能性があり、それが金融システムの安定を損なうという危惧からである。

Too big to fail 政策は、明示的な政策でなく、銀行の財務状況が悪化した際にその時の経済、金融状況を受けてなされる裁量的な政策判断である。しかし、統合が進展し、比較的規模の大きな銀行に占められる金融制度となった場合には、市場の判断を仰がずに銀行の処理がされるようになり、市場規律が失われ、モラル・ハザードが発生する可能性をなしとしない。さらに、預金保険といったセイフティーネットがあり預金者が保護されることが確証されている場合は、リスクを加味するような制度設計がなされていない場合はモラル・ハザードが増長される。

Too big to fail が問題視される端緒となったのは、1984年に米国において、7番目の規模を有した連邦銀行の Continental Illinois National Bank and Trust Company が債務超過に陥り、FDIC が Continental 株式を 80% 取得して「国有化」し、100%の預金保証を行ったことである⁵⁹。救済後、議会からこのように大規模行に有利と思える制度について疑問が上り、連邦預金保険公社改善法（Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991）が制定された。

発展途上国にとって、Too big to fail の概念は、金融セクターが経済発展のための優先産業であるとされることで、一層重要視される⁶⁰。例えば、信用割当を行うような制度がある場合、それに依存する優先産業が銀行の破綻により財務的な困難に陥れば、経済発展にも影響が及ぶことになる。

⁵⁸ Inter alia Carletti & Hartmann [2002: 3].

⁵⁹ FDIC [1997: chpt 7].

⁶⁰ Bossone [2000].

銀行統合の結果、国によっては、圧倒的な存在感を資産高で持つ銀行も現れている。金融制度において、このように銀行数が減り、収益率の高い銀行が作られていくことは国際的な競争の中では有利である。

先進国では、銀行間競争が幅広く行われるための基礎が出来始めている。EU レベルでは、銀行間競争と金融安定が相容れないという発想は過去のものとなりつつあり、銀行監督制度が強化・整備されることで、競争による弊害は回避できると考えられている⁶¹。英国においては、歴史的には破たんした銀行への対応方法としては、BOE による調整を伴う銀行救済が一般的であった。FSA 設立以来、銀行の健全性に対する検査、監督制度が整備されたため、銀行の規模に関係なく、一定の基準での介入が明示化された。日本においても都市銀行は 1990 年代以降、統合が進み、現在一般的にメガバンクと言われる 3 つの銀行グループに集約されている。

前述のとおり、アジアにおいても銀行統合は進んでおり、政府が主導し、統合を進めている場合が多く、その結果銀行は確実に集約されている。特に、アジア金融危機の結果、破綻した銀行の吸収やノンバンクから銀行への移行・統合という過程を経て銀行数は減らされている。

銀行の規模のみにより金融破たんの方式を決める手法は、むしろ発達した金融制度においては正当化しにくくなっている。そのため銀行制度の成熟度、破綻した銀行やその債権を処理する制度の存在、他の銀行の財政状況等がどういった処理対応が行われるかどうかを決定するであろう。

⁶¹ EU Commission [2007: 16].

[参考文献]

- Abiad, Abdul and Ashoka Mody [2005] *Financial Reform: What Shakes It? What Shapes it?* (IMF Economic Issues, No. 35), IMF.
- Carletti, Elena and Philipp Hartmann [2002] “Competition and Stability: What’s Special About Banking?,” ECB Working Paper No 146, May. Available at <<http://www.ecb.eu/pub/pdf/scpwps/ecbwp146.pdf>> (visited March 23, 2007).
- Alexander, Kern [2003] “The World Trade Organization and Financial Stability: The Balance between Liberalisation and Regulation in the GATS,” CERF Working Paper (University of Cambridge), No. 5. Available at <<http://www-cfap.jbs.cam.ac.uk/publications/files/CERFWP5.pdf>> (visited March 23, 2007).
- Asser, Tobias M. C. [2001] *Legal Aspects of Regulatory Treatment of Banks in Distress*, IMF.
- Basel Committee on Banking Supervision [1988] “International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards,” July.
- _____ [1998] “Operational Risk Management”.
- _____ [1999] “Fit and Proper Principles paper”.
- _____ [2001a] “Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk,” December.
- _____ [2001b] “QIS2-Operational Risk Loss Data- 4 May 2001,” May 4.
- _____ [2001c] “Consultative Document: Operational Risk: Supporting Document to the New Basel Capital Accord,” January.
- _____ [2002a] “Working Paper on the Regulatory Treatment of Operational Risk,” September.
- _____ [2002b] “Sound Practices for the Management and Supervision of Operational Risk,” July.
- _____ [2002c] “The Quantitative Impact Study for Operational Risk: Overview of Individual Loss Data and Lessons Learned,” January.
- _____ [2004] “International Convergence of Capital Measurements and Capital Standards: A Revised Framework,” June.
- Bossone, Biagio [2000] “What Makes Banks Special? A Study of Banking, Finance and Economic Development,” World Bank Policy Research Working Paper No. 2408, August.
- Cole, Robert A. Barbara G. Cornym and Jeffery W. Gunther [1995] “FIMS: A New Monitoring System for Banking Institutions,” *Federal Reserve Bull* (Board of Governors of Federal Reserve System), [January], pp. 1-15.

- Council for Trade in Services, Special Session [2000] “Communication from the European Communities and Their Member States GATS 2000: Financial Services,” December 22, S/CSS/W/39,.
- ____ [2002] “Report of the Meeting Held on 3-6 December 2001,” February 26, S/CSS/M/13,.
- EU Commission [2007] “Report on the Retail Banking Sector Inquiry: Commission Staff Working Document,” January 31, SEC(2007)106. Available at <http://ec.europa.eu/comm/competition/antitrust/others/sector_inquiries/financial_services/sec_2007_106.pdf> (visited March 25, 2007).
- Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) [1997] *History of the Eighties: Lessons for the Future*, FDIC. Available at <<http://www.fdic.gov/bank/historical/history/index.html>> (visited March 25, 2007).
- Financial Services Authority (FSA) [2000] “Enforcement Manual (ENF),” at <<http://www.fsa.gov.uk/pubs/cp/cp65.pdf>> (visited March 25, 2007).
- Goodhart, Charles A. E. and Haizhou Huang [1999] “Model of the Lender of Last Resort,” LSE Financial Markets Group Discussion Paper No. 313, January.
- Harvard Law Review [2002] “(Recent Legislation) Corporate Law: Congress Passes Corporate and Accounting Fraud Legislation. Sarbanes-Oxley Act 2002,” *Harvard Law Review*, 116(2), (December), pp. 728-734.
- Lindgren, Carl-Johan, Tomás J. T. Baliño, Charles Enoch, Anne-Marie Gulde, Marc Quintyn, and Leslie Teo [1999] “Financial Sector Crisis and Restructuring: Lessons from Asia” IMF Occasional Paper No 188.
- Panourgias, Lazaros E. [2006] *Banking Regulation and World Trade Law: GATS, EU and Prudential Institution Building*, Hart Publishing.
- Keeley, Michael C. [1990] “Deposit Insurance, Risk and Market Power in Banking,” *American Economic Review*, 80(5), pp. 1183-1200.
- McCarthy, Callum [2007] “Financial Regulation: Myths and Reality,” Speech to the British American Business London Insight Series And Financial Services Forum; February 13, at <http://www.fsa.gov.uk/pages/Library/Communication/Speeches/2007/0213_cm.shtml> (visited March 25, 2007).
- Norton, Joseph J. [1995] *Devising International Bank Supervisory Standards*, Kluwer Academic Publishers.

Yokoi-Arai, Mamiko [2002] *Financial Stability Issues: The Case of East Asia*, Kluwer Law International.

_____ [2005] “The Basel II in the National Sphere,” *EBRD Law in Transition (Online)*, October, at <<http://www.ebrd.com/pubs/legal/lit052d.pdf>> (visited March 25, 2007).

〈日本語〉

金融庁 [2007]「金融庁の監督手法」（第3回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ、資料1、3月1日） <http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/s_group/siryoku/20070301.html>。

公正取引委員会 [1994]「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」（6月30日）。

_____ [2006]『平成17年度公正取引委員会年次報告』（9月26日）。

白石忠志 [1997]「競争政策と政府」（『岩波講座現代の法8 政府と企業』岩波書店、73-102頁）。

滝川敏明 [2006]『日米EUの独禁法と競争政策—グローバル経済下の企業競争ルール』（第3版）』青林書院。

〔参照法令〕

〈日本〉

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年3月13日提出、平成18年6月7日成立）。

銀行法（昭和56年第59号）

〈アメリカ〉

Bank Merger Act 12 USC §1828(c)

Bank Holding Company Act 12 USC §1842(c)

Change in Bank Control Act 12 USC §1817(j)

Savings and Loan Holding Company Act 12 USC §1730a(e).

2002, Pub. L. No. 107-204, 116 Stat. 745 (codified in scattered sections of 11, 15, 18, 28, and 29 U.S.C.).

〈イギリス〉

Title VIII, the Corporate and Criminal Fraud Accountability Act of 2002. Sections 801-807

Title IX, the White-Collar Crime Penalty Enhancement Act of 2002, Sections 901-906

Title XI, the Corporate Fraud Accountability Act of 2002, Sections 1101-1107

Financial Service and Market Act 2000, sections 23-25.

〈その他〉

General Agreement of Trade on Services, art II, III, VI, XVI, XVII, XVIII,

Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations
between undertakings the EC Merger Regulation) *OJ L 24, 29.1.2004, p. 1–22.*

Directive 2000/12/EC of the European Parliament and of the Council of 20 March 2000 relating to
the taking up and pursuit of the business of credit institutions, art 7.2 and 16.

